

石川県建築行政マネジメント計画

(第Ⅲ期)

令和2年4月

石川県建築行政会議

(計画実施期間：令和2年度～令和6年度)

石川県建築行政マネジメント計画（第Ⅲ期）

令和2年3月24日制定

I. 目的

石川県では、安全で安心な建築物の整備を促進するため平成11年9月に、県、県内特定行政庁、指定確認検査機関、建築設計監理、工事施工及び住宅供給関係団体との間で「石川県建築物安全安心推進協議会」を設置し、「石川県建築物安全安心実施計画」を策定し、官民一体となって県民が安全で安心できる生活基盤の構築を図ってきました。

「石川県建築物安全安心実施計画」の基本方針として

〔1〕 建築物の安全性等の確保

〔2〕 建築物のバリアフリー化の促進 を掲げ、

〔1〕 建築物の安全性等の確保 においては、

1. 工事監理業務の適性化とその徹底
2. 完了検査の適確な実施
3. 違反建築物対策の総合的な推進等
4. 消費者に対する情報提供、普及啓発
5. 建築物の適正な維持・保全

に関して重点的に指導等を行ってきました。

また、

〔2〕 建築物のバリアフリー化の促進 においては、

1. 公益的施設の整備促進
2. 住宅整備基準に即した住宅の整備促進

に努めてきました。

その一方で、近年、全国的に建築物に関わる様々な事件・事故や災害等が発生し、「建築基準法」、「建築士法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」などの法令が改正されるなど、建築物を取り巻く環境も変化してきています。

このような状況の中、石川県では「石川県建築物安全安心実施計画」を基に、「石川県建築行政マネジメント計画」を策定し、県民が安全で安心できる生活基盤の構築を図ってきました。

「石川県建築行政マネジメント計画（第Ⅲ期）（以下マネジメント計画）」を策定し、引き続き官民一体となって施策の推進に努めることとします。

II. 計画期間

令和2年度から令和6年度の5カ年を本マネジメント計画の期間とします。

III. 基本方針

県民が安全で安心して生活できる環境を促進するため、次に掲げる事項を重点事項とします。

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

3. 違反建築物防止対策の総合的な推進

4. 建築物及び建築設備の適正な維持・保全の推進

5. 事故・災害時の適切な対応

6. 建築物のバリアフリー化の促進

7. 消費者に対する情報提供・普及啓発

8. 建築行政の執行業務体制の検討

IV. 基本方針に対する施策

基本方針に対して、重点事項毎に目標及び施策を策定し、県及び県内特定行政庁等を中心とした石川県建築行政連絡会議及び協力団体（石川県建築士会、石川県建築士事務所協会、指定確認検査機関）が、官民一体となって施策を推進することとします。

石川県建築行政連絡会議	
凡例	
石 川 県	県
金沢市、七尾市、小松市、白山市、野々市市 加賀市、能美市	特定
一般財団法人 石川県建築住宅センター	石セ

協 力 団 体	
凡例	
一般社団法人 石川県建築士会 一般社団法人 石川県建築士事務所協会	団体
日本 ERI(株) 金沢支店	指定

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

【目標】円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築基準法の目的を達成するための迅速かつ適確な建築確認審査の実施

【施策】

審査方法の改善等

構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組み（平成27年6月1日施行）の適確な運用を実施するため、建築主事等と指定構造計算適合性判定機関の相互の情報交換等による連携を確保する。

また、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関で意見交換等を実施し、運用の明確化を図る。

設計者の適格性の確認

建築行政データベースシステム等を活用し、建築確認審査時に設計者が適格であるかを確認し、必要に応じ、建築士事務所への指導等を行う。

建築確認の審査過程のマネジメント

円滑な確認審査を推進するため、確認申請の受付段階から、建築主事等が中心となり処理経過の管理を行う。特に審査に時間を要するものについては、その改善策を検討する。

改正建築基準法の円滑な運用のための周知

構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる制度（平成27年6月1日施行）の円滑な運用を実施するため、同制度について、建築主や設計者等に周知する。

2) 完了検査・中間検査の徹底

【目標】完了検査・中間検査率の向上

【施策】

完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等の実施

完了検査及び中間検査制度について、建築主や設計者等に周知し、確認申請書に記載された工事完了予定日（又は特定工程工事終了予定日）を過ぎても検査申請書が提出されない物件に対して、建築主等に検査受検の督促を行う。

3) 工事監理業務の適正化とその徹底

【目標】適正な工事監理の徹底

【施策】

工事監理者選任の徹底

工事監理の必要性や重要性を建築主等に周知するとともに、建築確認申請書に工事監理者の記載を徹底させる。申請の際に未決定のものについては、工事着手予定日までに工事監理者選任の届出を徹底させる。

工事監理者の適格性の確認

建築行政データベースシステム等を活用し、建築確認審査又は検査時に工事監理者が適格であるかを確認し、必要に応じ、建築士事務所への指導等を行う。

工事監理状況の確認及び指導

検査の際、工事監理者に工事監理状況がわかる書類を持参させ、現場検査立会いを求めるとともに、必要に応じ指導等を行う。

工事監理に関する知識・意識の向上

適確な工事監理業務の徹底のため、建築士の工事監理に関する知識・意識を高める取り組みを行う。

4) 仮使用認定制度の適確な運用

【目標】仮使用認定制度の円滑な実施と工事中の建築物の安全性の確保

【施策】

仮使用認定程度の円滑な運用のための周知

従来から仮使用承認制度を運用している特定行政庁だけでなく、指定確認検査機関においても仮使用を認定できる「仮使用認定制度」（平成27年6月1日施行）の円滑な運用を実施するため、同制度について、建築主や設計者等に周知する。

仮使用認定程度の適確な運用と建築物の安全性確保

仮使用認定制度の適確な運用のため、特定行政庁、指定確認検査機関で意見交換等を実施し、運用の明確化を図る。

工事中の建築物の安全性確保

仮使用による工事中の建築物について、安全性を確保するための取り組みを実施する。

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

【目標】 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適正業務の徹底

【施策】

指定確認検査機関等の適正業務の確認

県指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関で適正に業務が行われているか確認し、不適正な箇所があれば速やかに是正指導を行う。

2) 建築士・建築士事務所に対する指導、監督の徹底

【目標】 建築士・建築士事務所における適正業務の徹底

【施策】

建築士・建築士事務所の適正業務の確認

建築主との設計又は工事監理の適正な契約の締結、重要事項説明の実施及び工事監理報告の義務等を周知し、その徹底を図る。

建築士の定期講習の受講等の徹底

建築士事務所に属する建築士に義務付けされている定期講習の受講等について、建築士に周知し、定期講習の受講をしていない建築士に対しては、受講の督促を行う。

3. 違反建築物防止対策の総合的な推進

1) 違反建築物防止対策の徹底

【目標】 建築物の違反防止対策の徹底

【施策】

建築基準法に関する手続きの周知及び防災査察の実施

違反建築物の早期発見及び未然防止を図るため、建築基準法に関する手続きを周知するとともに、防災査察等を実施し、適正な維持管理を指導する。

違反建築物の是正指導等

違反建築物の発見及び是正に対する行政の執行体制の強化を図り、他機関との連携を密にし、迅速な処理及び処分に努める。

2) 違法設置昇降機対策の徹底

【目標】 昇降機の違法設置防止対策の徹底

【施策】

違法設置昇降機についての是正指導等

昇降機による事故の未然防止を図るため、特に違法設置昇降機設備の把握に努めるとともに、是正指導を行う。

4. 建築物及び建築設備の適正な維持・保全の推進

1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

【目標】 定期報告率の向上

【施策】

定期報告制度の適切な運用

建築物を適正に維持・保全するために重要となる定期報告制度について、関係機関と連携して建物所有者及び利用者等に広く理解を得られるようPRを行い、定期報告制度の適切な運用を図る。

2) 建築物の耐震診断・改修の促進

【目標】 建築物の耐震化率の向上

【施策】

既存建築物の耐震化の促進

昭和56年以前の旧耐震基準で建設された建築物について、地震による被害を軽減するため耐震化を積極的に促進する。具体的な取り組みについては、石川県建築物耐震改修促進計画及び各市町計画による。（参考）令和7年度の石川県内における住宅の耐震化の目標：95%

3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

【目標】 アスベスト対策の徹底

【施策】

既存建築物のアスベスト対策の推進

アスベストについて、劣化や損傷により飛散の恐れのある吹付け石綿等の除去等改修指導を行う。

4) 既存建築ストックの現行水準への誘導と有効活用

【目標】 既存建築ストックの利用促進

【施策】

既存建築ストックの現行基準への水準向上のための改修の促進

建築物が適切に維持管理されるように指導するとともに、現行基準への水準向上の必要性を建物所有者等に普及啓発等を行う。

5. 事故・災害時の適切な対応

1) 建築物や建築設備の事故発生に対する迅速かつ適確な事故対応

【目標】 迅速かつ適確な対応が可能な体制整備

【施策】

緊急時における体制の構築

事故発生時における迅速かつ適確な対応ができる体制を構築するとともに、事故・災害等が発生した場合、国と連携を密にし、再発防止策の検討を行う。

2) 大地震等の災害に対する迅速かつ適確な災害対応

【目標】 迅速かつ適確な対応が可能な体制整備

【施策】

大地震等の災害発生における迅速かつ適確な体制の構築

大地震等の災害発生時における迅速かつ適確な対応ができる体制を構築し、緊急時に備える。

6. 建築物のバリアフリー化の促進

1) 公益的施設に対する適確な指導と技術者の養成

【目標】 公益的施設の整備促進及び技術者の養成

【施策】

公益的施設に対する適確な指導

届出が必要な公益的施設の周知徹底を図り、バリアフリー化に関し、適確な指導を行う。

整備基準の普及と技術者の養成

建築士のバリアフリー整備基準に対する理解を深める。

2) 住宅整備基準の普及と技術者の養成

【目標】 住宅整備基準の普及と技術者の養成

【施策】

住宅整備基準の普及

関係団体と協力し、建築士等の整備基準に対する理解を深める。

7. 消費者に対する情報提供・普及啓発

1) 建築行政における消費者への適切な対応

【目 標】 一般消費者に対する建築行政に関する情報提供

【施 策】

一般消費者に対し、建築行政の役割や取り組みを周知

建築行政の役割や取り組みを周知し、建築行政に対する協力を求める。

8. 建築行政の執行業務体制の検討

1) 建築行政における審査担当者の審査能力技術の向上等

【目標】 審査担当者の審査能力技術の向上及びデータベース等を活用した他部局及び他団体との連携強化

【施策】

建築行政における審査担当者の審査能力技術の向上等

建築物の大型化、高度化が進んでいる一方で、円滑な経済活動を維持することも建築行政に要求されており、より一層の審査担当者の審査能力技術の向上が求められている。また、将来の建築行政を見据え、建築基準適合判定資格者及び特定建築基準適合判定資格者の確保に努めつつ、適確な執行業務体制の整備について検討する。

関係機関・関係団体と連携した執行体制の整備等

関係機関・関係団体と連携し、建築物等の安全性確保に努める。

データベースシステムを整備・活用した違反建築物防止対策等

建築に関する情報についてデータベース化を図り、違反建築物防止対策や既存建築物に係る各種施策の推進、指導等に役立てる。

V. マネジメント計画の公表

策定したマネジメント計画は、協議会会員はもとより、関係団体や県民に理解と協力を求めるため、ホームページ等で概要等を広く公表します。

VI. 計画のフォローアップ

実施計画を適確に実施するには、特定行政庁、関係部局や関係機関との協力体制を整備し、連携を図りながら、計画的に推進することが重要です。

期間中の目標達成状況について、年度毎にとりまとめを行い、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行い、施策に取り組みます。